

静岡県労政会館 利用料金表（平成27年4月1日改定）

1 静岡県労政会館会議室利用料金

○沼津労政会館

（単位：円、税込）

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	3,330	4,410	5,320	7,090	8,750	11,530
	その他の場合	4,320	5,250	6,380	8,490	10,900	14,250
第1会議室	労働関係者	2,690	2,970	3,890	4,730	6,120	7,830
	その他	3,190	3,700	4,530	6,020	7,610	9,720
第2会議室	労働関係者	1,440	1,760	2,270	2,880	3,700	4,590
	その他	1,750	2,160	2,670	3,550	4,420	5,910
第3会議室	労働関係者	1,170	1,300	1,760	2,270	2,880	3,890
	その他	1,440	1,590	2,160	2,670	3,550	4,530
第4会議室	労働関係者	980	1,070	1,300	1,440	1,950	2,270
	その他	1,180	1,290	1,590	1,750	2,520	2,980
日本間	労働関係者	370	460	650	980	1,070	1,170
	その他	510	620	1,080	1,180	1,290	1,440

○静岡労政会館

（単位：円、税込）

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者	17,180	20,610	25,190	34,440	44,850	55,130
	その他	25,410	30,600	38,260	51,020	66,390	81,720
第1会議室	労働関係者	1,580	2,180	1,950	3,890	4,220	5,970
	その他	2,980	3,910	3,450	6,940	7,350	10,490
第2会議室	労働関係者	1,580	2,180	1,950	3,890	4,220	5,970
	その他	2,980	3,910	3,450	6,940	7,350	10,490
第3会議室	労働関係者	1,580	2,180	1,950	3,890	4,220	5,970
	その他	2,980	3,910	3,450	6,940	7,350	10,490
第4会議室	労働関係者	1,580	2,180	1,950	3,890	4,220	5,970
	その他	2,980	3,910	3,450	6,940	7,350	10,490
第1研修室	労働関係者	1,350	1,860	1,580	3,330	3,610	5,100
	その他	2,520	3,550	3,090	6,220	6,790	9,460
第2研修室	労働関係者	1,350	1,860	1,580	3,330	3,610	5,100
	その他	2,520	3,550	3,090	6,220	6,790	9,460
視聴覚室	労働関係者	3,330	4,500	3,890	7,970	8,520	11,990
	その他	5,910	7,970	6,940	13,940	14,910	20,980
展示室	労働関係者	3,330	4,500	3,890	7,970	8,520	11,990
	その他	5,910	7,970	6,940	13,940	14,910	20,980
日本間	労働関係者	1,350	1,860	1,580	3,330	3,610	5,100
	その他	2,520	3,550	3,090	6,220	6,790	9,460

○浜松労政会館

(単位：円、税込)

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第1会議室	労働関係者	5,320	7,180	6,250	12,550	13,420	18,840
	その他	14,500	19,340	16,920	33,990	36,360	50,970
第2会議室	労働関係者	2,830	3,800	3,330	6,670	7,220	10,090
	その他	7,710	10,390	9,050	18,150	19,490	27,310
第3会議室	労働関係者	2,830	3,800	3,330	6,670	7,220	10,090
	その他	7,710	10,390	9,050	18,150	19,490	27,310
第4会議室	労働関係者	2,830	3,800	3,330	6,670	7,220	10,090
	その他	7,710	10,390	9,050	18,150	19,490	27,310
第5会議室	労働関係者	1,860	2,600	2,230	4,500	4,860	6,760
	その他	5,250	6,990	6,070	12,240	13,170	18,460

2 静岡県労政会館附帯設備利用料金

(単位：円、税込)

区 分	利 用 料 金		備 考
スポットライト	1時間につき	460	
マイクロホン	1回3時間まで	570	沼津及び静岡労政会館のホールで下記の備品を使用する場合は無料とする。 沼津 マイクロホン2本まで 静岡 マイクロホン3本まで
	1時間増すごとに	100	
C D デ ッ キ	1回3時間まで	570	
	1時間増すごとに	100	
D V D デ ッ キ	1回3時間まで	570	
	1時間増すごとに	100	
ビデオプロジェクター	1回3時間まで	1,290	
	1時間増すごとに	360	
コンセント	1回につき	360	

3 静岡県労政会館会議室延長利用料金（当日延長利用のみ適用）

(1)利用時間

- ①「12時から13時」（「9時から12時」区分利用後）
- ②「17時から18時」（「13時から17時」区分、又は「9時から17時」区分利用後）

(2)利用条件

利用時間の次区分（①の場合は「13時から17時」区分、②の場合は「17時30分から21時」区分）の予約が無い場合に限る。

(3)利用料金

○沼津労政会館

(単位：円、税込)

区 分		利 用 料 金	
		12時から 13時まで	17時から 18時まで
ホール	労働関係者	1,110	1,010
	その他の場合	1,440	1,130
第1会議室	労働関係者	900	680
	その他	1,030	820
第2会議室	労働関係者	480	410
	その他	510	410
第3会議室	労働関係者	390	310
	その他	410	310
第4会議室	労働関係者	310	200
	その他	310	210
日本間	労働関係者	100	100
	その他	100	100

○静岡労政会館

(単位：円、税込)

区 分		利 用 料 金	
		12時から 13時まで	17時から 18時まで
ホール	労働関係者	5,730	4,920
	その他	8,430	7,200
第1会議室	労働関係者	510	510
	その他	930	930
第2会議室	労働関係者	510	510
	その他	930	930
第3会議室	労働関係者	510	510
	その他	930	930
第4会議室	労働関係者	510	510
	その他	930	930
第1研修室	労働関係者	410	460
	その他	820	820
第2研修室	労働関係者	410	460
	その他	820	820
視聴覚室	労働関係者	1,110	1,120
	その他	1,950	1,950
展示室	労働関係者	1,110	1,120
	その他	1,950	1,950
日本間	労働関係者	410	460
	その他	820	820

○浜松労政会館

(単位：円、税込)

区 分		利 用 料 金	
		12時から 13時まで	17時から 18時まで
第1会議室	労働関係者	1,780	1,800
	その他	4,830	4,830
第2会議室	労働関係者	940	950
	その他	2,570	2,570
第3会議室	労働関係者	940	950
	その他	2,570	2,570
第4会議室	労働関係者	940	950
	その他	2,570	2,570
第5会議室	労働関係者	620	620
	その他	1,750	1,740